

## 仕 様 書

### 1. 調達概要

#### (1) 内容

【件名】令和8・9年度国立文楽劇場公演記録音声収録業務及び視聴覚資料の複製等業務

【業務】①公演記録音声収録業務

②視聴覚資料の複製等業務

(2) 履行場所 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10 国立文楽劇場構内

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

(4) 委託代金の請求・支払

- ① 受託者は、本調達に係る業務（以下「本業務」という。）の月ごとの業務完了後に業務完了報告書（書式任意）を作成し、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）国立文楽劇場事業推進課調査資料係（以下「調査資料係」という。）に提出するものとする。業務完了報告書は調査資料係において確認する。
- ② 調査資料係が業務完了報告書を確認した後、受託者は、本業務の委託代金額を24で除した金額を記載した請求書を調査資料係に送付するものとする。
- ③ 本業務の委託代金は、上記②の方式で作成された請求書を受領後、30日以内に振興会より支払うものとする。

### 2. 調達の内容

#### (1) 包括的要件

- ① 本調達は、振興会が国立文楽劇場において行う公演記録音声収録及び視聴覚資料の複製等に係る業務を委託するものである。
- ② 本業務の遂行にあたり、原則として受託者が常時雇用する者（以下「常用雇用労働者」という。）が従事するものとする。受託者は、配置従事者に変更が生じる都度、調査資料係公演記録担当者（以下「担当者」という。）に通知すること。
- ③ 常用雇用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア. 期間の定めなく雇用されている労働者
  - イ. 過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者
  - ウ. 採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ④ 本業務は、原則として国立文楽劇場の施設内で行うこととする。  
ただし、振興会が保有する公演記録音声収録設備等を使用する場合は、事前に担当者と協議のうえ、その施設外でも本業務を行うことができるものとする。
- ⑤ 業務の範囲

- ア. 本業務に係る「公演記録音声収録業務」とは、国立文楽劇場で開催する文楽、邦舞、邦楽、歌舞伎、民俗芸能、大衆芸能等の伝統芸能を公開する事業並びに伝承者を養成する事業に係る公演（以下「主催公演」という。）について、演技及び演出等の音声による保存を目的として、集音機器の設置並びに収録音声の調整を行うものである。なお、主催公演の記録はライブであるため、再度収録は不可能である。
- イ. 本業務に係る「視聴覚資料の複製等業務」とは以下のとおりとする。
  - (ア) 振興会が所蔵する映像・音声資料（視聴覚資料）を他媒体へ複製する等の業務

- (イ)「国立文楽劇場文楽プレミアムシアター」(以下、「プレミアムシアター」という。)の作成業務
- ⑥ 本業務において操作する設備、機器類、業務の内容等については、(2)技術的要件を参照のこと。
- (2) 技術的要件
- ① 設備、機器類
- 本業務において操作する主要な設備、機器類は次のとおりである。なお、振興会が保有する下記ア、イ、が契約期間中に更新された場合、受託者は新機器について説明書等で理解し、操作できること。
- ア. 公演記録音声収録業務
- (ア) 録音調整卓 TAMURA AM1100 ほか
- (イ) 録音機器 NUENDO 8 ほか デジタルマルチチャンネルにて録音
- (ウ) マイクロフォン
- 《ダイナミック型マイク》各種  
《コンデンサー型マイク》各種  
《MS方式 ステレオマイク》各種
- (エ) 周辺機器 各種
- イ. 視聴覚資料の複製等業務
- (ア) 視聴覚資料再生機器 HyperDeck Studio Pro、DSR-1500A、SV0-5800、AJ-D810、TASCAM122mkIII、TASCAM-DA60mkII
- (イ) 視聴覚資料編集機器 Vegas Pro、Sound Forge、Video Mastering Works6、DVD Architect
- ② 本業務従事者に求められる要件
- ア. 公演記録音声収録業務従事者は、以下の要件を備えていなければならない。
- (ア) 上記①アに掲げる設備、機器類について、本業務遂行に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。
- (イ) 文楽、邦舞、邦楽、歌舞伎、民俗芸能、大衆芸能等の伝統芸能及び舞台芸術の音声等収録に関し、専門的知識を有し、再録のできない本番1回のみの音声等の収録に対応できる技術並びに経験を有すること。
- (ウ) 伝統芸能公演の舞台音響業務や音声等収録業務に従事した経験を有し、太夫替り、道具返し、文楽回し、浅葱幕ふりかぶせ、同ふり落し等の舞台転換や床、山台、御簾内、文楽回し等の演奏場所及び口上、めりやす、しゃぎり、呼び、化粧声の演技等伝統芸能固有の演出や用語の知識を有すること。
- (エ) 公演記録音声収録業務の実施に際し、出演者、演奏者をはじめ公演記録映像収録、舞台音響、大道具、舞台照明等他の業務の従事者と緊密に連絡・調整を行い、安全・確実に本業務を実施する能力を有すること。
- イ. 視聴覚資料の複製等業務従事者は、以下の要件を備えていなければならない。
- 振興会保有の上記①イに掲げる複製用機材を操作し、担当者が作成する「視聴覚資料複製業務伝票」に沿って的確に複製物を作成できること。且つ、デジタル映像編集に関する専門知識を有すること。
- ウ. 責任者の選任
- (ア) 受託者は、従事者の中から責任者1名を選任して担当者に報告するものとする。担当者は、この責任者を通して業務の委託及び連絡・調整を行うものとする。ただし、従

事者のポスト数が1の場合は、担当者から従事者への連絡は、受託者を通して行うものとする。

(イ) 責任者は2. (2) ②アの要件を5年以上経験していること。

### ③ 業務内容詳細

#### ア. 公演記録音声収録業務

(ア) 担当者から提供された公演記録収録計画、公演台本、道具帳等公演に係る資料から音声収録のためのプランを策定し、プランに則った収録マイクロフォン等の仕込み図、回線引き回し図並びに音声収録用進行表等の資料を作成する。

(イ) 上記(ア)の収録用資料をもとに、使用するマイクロフォン等の設備・機材を適切に選定する。

(ウ) 下見では、上記(ア)の収録用資料をもとに、舞台進行に即応した収録業務の手順を確認する。

(エ) テスト前に録音室の音声収録設備の点検、舞台等へのマイクロフォン等機材の設置、点検を行う。

(オ) テストでは、以下のとおり、本番と同様の体制で収録を行う。

a. 録音調整卓担当…………… 伝統芸能のジャンル、出演者の演技、演奏家の演奏並びに公演の進行に合わせて最適な調整を行う。

b. 録音機器担当…………… 機器の特性を理解し、安定した収録を行う。

c. ステージ担当…………… 公演の進行を把握し、他の業種と密接に連絡・調整をとりつつ安全・確実にマイクロフォン等収録機材の設置、移動、撤去等を行う。舞台進行の急な変更に際しては、上記a, bと連携し、迅速に対応する。

d. その他…………… 公演の内容等に応じて別途従事者を配置する。

(カ) テストの状況を踏まえ、場合によっては使用機材や従事者の配置を見直す等、改善を加え、本番の音声収録を行う。

(キ) 録音調整卓でミキシングした音声を、「令和8・9年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務」で振興会が契約を締結した業者の収録機器に送ること。

#### イ. 視聴覚資料の複製等業務

(ア) 振興会が所蔵する映像・音声資料(視聴覚資料)を他媒体へ複製する等の業務

担当者が作成した「視聴覚資料複製業務伝票」に従って、以下の各項に記す視聴覚資料複製等の業務を行う。

① 映像音声デジタルファイルからブルーレイまたはDVDディスクへの複製

② 映像音声デジタルファイルからカセットテープへの複製

③ DATテープからデジタルファイルへの複製

④ VHSテープ等アナログ映像テープからデジタルファイルへの複製

⑤ その他、担当者が必要と認める視聴覚資料の複製に関する業務

#### ウ. 報告

(ア) 本業務の実施状況については、「業務完了報告書(月次)」により報告すること。

(イ) その他、必要な場合には、担当者と書式・内容等を協議のうえ、報告書を作成し、報告すること。

### (3) 業務日程

- ① 年間の業務日程は、別紙①「令和8年度音声収録日程及び要員予定表・令和8年度複製業務要員予定表」及び別紙②「令和9年度音声収録日程及び要員予定表・令和9年度複製業務要員予定表」記載のポスト数によるものとする。
- ② 業務時間は、公演記録音声収録業務は原則として9:00～22:00の間とし、視聴覚資料の複製等業務は1日あたり1ポスト(8時間)とする。
- ③ 当該月の業務日程については原則として、前月20日までに担当者から通知するものとする。ただし、令和8年4月については、原則4月1日に通知するものとする。
- ④ 受託者は、通知を受けてから1週間以内に、翌月の従事者一覧表を作成し、担当者に提出する。ただし、令和8年4月については、原則4月1日に提出するものとする。
- ⑤ 上記③、④で通知した日程・業務時間に変更が生じた場合には、速やかに双方が協議し、本業務に支障のないよう対処する。
- ⑥ 2. (2) ③ア. の業務においてポスト数に増減が生じた場合、同イ. を含めた総ポスト数内で調整できる。
- ⑦ 本業務の履行期間における総ポスト数は変動しないものとし、やむを得ない事由で変動せざるを得ない時は委託代金その他の事項につき、協議により決定する。

### 3. 守秘義務

受託者は、本契約履行中または本契約終了後に、本業務において知り得た守秘事項に係わる一切の情報等を外部に漏らしてはならない。また、本業務の遂行以外の目的に利用してはならない。

### 4. 経費の負担

- (1) 振興会は、本業務の履行場所以外で当該業務に係る作業を行う必要が生じた場合は、旅費・宿泊費・日当から構成される出張旅費について振興会が別に定める金額を負担する。ただし、当該出張業務においても労働関係法令上の補償費は受託者が負担する。
- (2) 受託者は、履行開始時の業務引継ぎ及び終了時の引渡しに係る経費を負担する。

### 5. 安全の確保

受託者は、本業務の従事者に対して労働基準法・労働組合法・最低賃金法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・職業安定法・雇用保険法・社会保険諸法令その他関係法令に定められた自己の事業主としての全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

### 6. 責任者の責務

- 2. (2) ②ウで選任された責任者は、自らも業務に当たるとともに、以下の責務を負うものとする。
  - ① すべての従事者を代表して本業務及び労務管理を統括すること。
  - ② 本業務履行に関する担当者との連絡・調整・報告。
  - ③ 本業務履行場所において事故、災害等が発生した場合、その原因究明に協力すること。
  - ④ 責任者が不在の場合は、予め選任した従事者が代理者として責任者の職務を代行すること。代理者は責任者と同等の技術を有すること。

### 7. 本業務履行の心得

- (1) 本業務履行については担当者の指示によるほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 火災・盗難・事故等の予防に万全を期すこと。
- ② 開場後のロビー、客席等劇場内での作業があるため、作業着等を着用し、身だしなみに注意すること。
- ③ 劇場内で観客に話しかけられたときは、丁寧に応対し、必要に応じて担当者もしくは振興会職員等に連絡すること。
- ④ 本業務従事中は、所属及び氏名を明示した名札並びに振興会が指定する入館票を常に着用すること。
- ⑤ 国立文楽劇場の施設、設備及び備品等の取扱いについては適正に使用すること。
- ⑥ 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない国立文楽劇場の施設、設備及び備品等を使用するときには、事前に申告すること。また、使用後は原状に復すること。
- ⑦ 客席内で公演記録音声収録業務を行うこともあるので、その際には特に観客の安全に留意すること。
- ⑧ 国立文楽劇場の施設内で業務を行う前に、従事者は手洗い、消毒、マスクの着用、その他感染症対策の実施を行うこと。
- ⑨ 従事者に感染症罹患者が発生した場合、受託者は速やかに振興会に報告すること。

## (2) 防災及び非常時の対応

- ① 国立文楽劇場の施設、設備及び備品等の取扱いについては、常に危険防止並びに防災に努め、安全に留意して業務を履行すること。
- ② 振興会が指定した場所以外で喫煙しないこと。
- ③ 火気の取扱いには十分注意し、本業務終了時には火気の点検及び消火を徹底すること。
- ④ 天災地変及び火災等が発生したときには、公演記録のために設置したマイクロフォン等の設備・備品を直ちに撤去する等危険回避に努めること。特に、劇場ロビー、客席周辺については、観客の避難・誘導、消火活動等の妨げにならないよう特段の配慮をすること。また、自ら避難する際には振興会の定めた避難経路、誘導方法等に従って避難すること。

## 8. 損害賠償

- (1) 受託者は、自らの責に帰すべき事由により、以下の損害等を与えた場合には、賠償責任を負うものとする。
  - ① 国立文楽劇場の施設、設備及び備品等に重大な損害を与えた場合
  - ② 正常な公演の上演を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合
  - ③ 出演者、舞台関係者または観客等を死傷させた場合
- (2) 振興会は、自らの責に帰すべき事由により、受託者が業務を履行することが不可能となり、かつ受託者に損害を与えた場合に限り、委託代金の全部または一部を補償するものとする。

## 9. 代行の禁止

受託者は、文書による振興会の事前承諾なしに本業務を第三者に代行または受託させてはならない。

## 10. 契約の解除

- (1) 振興会または受託者は、本業務に係る契約の相手方が当該契約に違反、もしくは履行が明らかに著しく不適当となったと認められる場合は、催告なく契約を解除することができるものとす

る。

(2) 上記(1)における契約の解除は、上記8.の損害賠償の請求を妨げるものではない。

#### 1 1. 契約の終了

- (1) 受託者は、本業務に係る契約が満了または失効した際には、次の受託者が円滑に本業務を引き継ぐことができるよう努めなければならない。
- (2) 上記(1)において、受託者は、速やかに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、本業務の引渡しに必要な物品等についてはこの限りではない。

#### 1 2. 特記事項

- (1) この仕様書に記載のない事項については受託者、振興会双方の協議によって決めること。
- (2) 新型コロナウイルス等感染症対策に伴う業務の変更・追加・停止については、受託者、振興会双方の協議によって決めること。
- (3) 新型コロナウイルス等感染症により振興会が公演中止を決めた場合の対応等については、受託者、振興会双方の協議によって定めること。

令和8年度音声収録日程及び要員予定表

令和7年12月1日現在 別紙①

月	日	曜日	昼夜	劇場	公演種別	作業	AUD ホスト数	開始時刻	終了時刻	勤務時間	総計 (時間)
4	13	月	昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10時30分	～ 21時30分	11	22
	14	火	昼夜			テスト	3	9時0分	～ 21時0分	12	36
	15	水	昼夜			本番	3	9時30分	～ 21時30分	12	36
5	10	金	昼	文楽劇場	舞踊邦楽	仕込・テスト	2	11時0分	～ 17時0分	6	12
	11	土	昼			本番	2	11時30分	～ 17時30分	6	12
6	5	金	昼	小ホール	大衆芸能	仕込	1	10時0分	～ 18時0分	8	8
	6	土	昼			本番	1	10時0分	～ 18時0分	8	8
	8	月	朝昼	文楽劇場	文楽鑑賞教室	仕込・下見	2	10時0分	～ 18時0分	8	16
	10	水	朝昼			テスト	3	8時30分	～ 17時30分	9	27
	11	木	朝昼			本番	3	9時0分	～ 17時0分	8	24
	12	金	朝昼			本番	3	9時0分	～ 17時0分	8	24
	14	日	朝昼			*1 本番	0				
	19	金	昼	文楽劇場	文楽若手会	仕込・テスト	2	11時0分	～ 19時0分	8	16
	20	土	昼			本番	3	11時0分	～ 19時0分	8	24
	21	日	昼			本番	3	11時30分	～ 18時30分	7	21
7	3	金	昼	文楽劇場	邦楽	仕込・テスト	2	12時0分	～ 18時0分	6	12
	4	土	昼			本番	2	12時30分	～ 18時30分	6	12
	27	月	朝昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10時30分	～ 21時30分	11	22
	28	火	朝昼夜			テスト	3	9時0分	～ 21時0分	12	36
	29	水	朝昼夜			本番	3	9時30分	～ 21時30分	12	36
8	21	金	昼夜	文楽劇場	上方歌舞伎会	仕込・下見	2	10時30分	～ 18時30分	8	16
	22	土	昼夜			テスト	3	9時0分	～ 21時0分	12	36
	23	日	昼夜			本番	3	9時30分	～ 20時30分	11	33
10	16	金	昼夜	文楽劇場	舞踊	仕込・テスト	2	10時0分	～ 20時0分	10	20
	17	土	昼夜			本番	2	11時30分	～ 19時30分	8	16
11	9	月	昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10時30分	～ 21時30分	11	22
	10	火	昼夜			テスト	3	9時0分	～ 21時0分	12	36
	11	水	昼夜			本番	3	9時30分	～ 21時30分	12	36
1	11	日	昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10時30分	～ 21時30分	11	22
	12	月	昼夜			テスト	3	9時0分	～ 21時0分	12	36
	13	火	昼夜			本番	3	9時30分	～ 21時30分	12	36
1	29	金	昼夜	文楽劇場	特別企画	仕込・テスト	2	10時0分	～ 20時0分	10	20
	30	土	昼夜			本番	2	10時0分	～ 20時0分	10	20
2	19	金	昼	文楽劇場	大衆芸能	テスト	1	10時0分	～ 18時0分	8	8
	20	土	昼			本番	1	10時0分	～ 18時0分	8	8
(合計)							79			321	769

\*1 社会人のための文楽鑑賞教室(6月14日)は解説のみモニター収録

[備考] ※上記日程は年間の公演予定を元に作成してあります。場合によっては変更の可能性があります。

※演出等によっては要員数が若干変わることがあります。

令和8年度複製業務要員予定表

月	作業			ホスト数	開始時刻	終了時刻	勤務時間	総計
4	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
5	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
6	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
7	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
8	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
9	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
10	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
11	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
12	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
1	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
2	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
3	複製業務			13	10時30分	～ 18時30分	8	104
合計	複製業務			156				1248

## 令和9年度音声収録日程及び要員予定表

別紙①

月	日	曜日	昼夜	劇場	公演種別	作業	AUD ホスト数	開始時刻	終了時刻	勤務時間	総計 (時間)
4			昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10 時 30 分	～ 21 時 30 分	11	22
			昼夜			テスト	3	9 時 0 分	～ 21 時 0 分	12	36
			昼夜			本番	3	9 時 30 分	～ 21 時 30 分	12	36
5			昼	文楽劇場	舞踊邦楽	仕込・テスト	2	11 時 0 分	～ 17 時 0 分	6	12
			昼			本番	2	11 時 30 分	～ 17 時 30 分	6	12
6			昼	小ホール	大衆芸能	仕込	1	10 時 0 分	～ 18 時 0 分	8	8
			昼			本番	1	10 時 0 分	～ 18 時 0 分	8	8
		朝	朝	文楽劇場	文楽鑑賞教室	仕込・下見	2	10 時 0 分	～ 18 時 0 分	8	16
		朝	朝			テスト	3	8 時 30 分	～ 17 時 30 分	9	27
		朝	朝			本番	3	9 時 0 分	～ 17 時 0 分	8	24
		朝	朝			本番	3	9 時 0 分	～ 17 時 0 分	8	24
		朝	朝			*1 本番	0				
		昼	昼	文楽劇場	文楽若手会	仕込・テスト	2	11 時 0 分	～ 19 時 0 分	8	16
		昼	昼			本番	3	11 時 0 分	～ 19 時 0 分	8	24
		昼	昼			本番	3	11 時 30 分	～ 18 時 30 分	7	21
7		昼	昼	文楽劇場	邦楽	仕込・テスト	2	12 時 0 分	～ 18 時 0 分	6	12
		昼	昼			本番	2	12 時 30 分	～ 18 時 30 分	6	12
		朝	夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10 時 30 分	～ 21 時 30 分	11	22
		朝	夜			テスト	3	9 時 0 分	～ 21 時 0 分	12	36
		朝	夜			本番	3	9 時 30 分	～ 21 時 30 分	12	36
8		昼夜	昼夜	文楽劇場	上方歌舞伎会	仕込・下見	2	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	16
		昼夜	昼夜			テスト	3	9 時 0 分	～ 21 時 0 分	12	36
		昼夜	昼夜			本番	3	9 時 30 分	～ 20 時 30 分	11	33
10		昼夜	昼夜	文楽劇場	舞踊	仕込・テスト	2	10 時 0 分	～ 20 時 0 分	10	20
		昼夜	昼夜			本番	2	11 時 30 分	～ 19 時 30 分	8	16
11		昼夜	昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10 時 30 分	～ 21 時 30 分	11	22
		昼夜	昼夜			テスト	3	9 時 0 分	～ 21 時 0 分	12	36
		昼夜	昼夜			本番	3	9 時 30 分	～ 21 時 30 分	12	36
1		昼夜	昼夜	文楽劇場	文楽	仕込・下見	2	10 時 30 分	～ 21 時 30 分	11	22
		昼夜	昼夜			テスト	3	9 時 0 分	～ 21 時 0 分	12	36
		昼夜	昼夜			本番	3	9 時 30 分	～ 21 時 30 分	12	36
1		昼夜	昼夜	文楽劇場	特別企画	仕込・テスト	2	10 時 0 分	～ 20 時 0 分	10	20
		昼夜	昼夜			本番	2	10 時 0 分	～ 20 時 0 分	10	20
2		昼	昼	文楽劇場	大衆芸能	テスト	1	10 時 0 分	～ 18 時 0 分	8	8
		昼	昼			本番	1	10 時 0 分	～ 18 時 0 分	8	8
(合計)							79			321	769

\*1 社会人のための文楽鑑賞教室(6月14日)は解説のみモニター収録

[備考] ※上記日程は年間の公演予定を元に作成しております。場合によっては変更の可能性があります。

※演出等によっては要員数が若干変わることがあります。

## 令和8年度複製業務要員予定表

月	作業			ホスト数	開始時刻	終了時刻	勤務時間	総計
4	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
5	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
6	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
7	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
8	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
9	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
10	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
11	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
12	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
1	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
2	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
3	複製業務			13	10 時 30 分	～ 18 時 30 分	8	104
合計			複製業務	156				1248